

情報保護評価書（重点項目評価書）記載事項（案）

※ 本評価書の記載事項は、個人番号情報保護委員会がマイナンバー法第14条第1項に基づき策定する、特定個人情報を適切に管理するために講ずべき措置を定めた指針の内容等により、変更される可能性がある。

1. 基本情報（全項目評価書「1」と同様の内容）

	特定個人情報ファイルの名称 ¹	
	特定個人情報ファイルの種別 ²	<input type="checkbox"/> システム用ファイル <input type="checkbox"/> 手作業用ファイル <input type="checkbox"/> その他（具体的に記述する）
法令上の根拠	マイナンバーを利用する法令上の根拠	例）マイナンバー法第6条第1項前段、別表第一第〇号及び〇〇省令第〇条
	情報提供ネットワークシステムの利用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 別表第二〇号及び〇〇省令第〇条
担当部署等	情報保護評価実施組織（課室）の名称及び連絡先	※業務の担当組織 ³ と異なる場合は、双方を記載する
	開示請求・訂正請求・利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地 ⁴	
	訂正・利用停止に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続が定められているときはその概要 ⁵	
実施期間等	しきい値評価書提出日	
	しきい値判断結果	<input type="checkbox"/> 重点項目評価の対象 <input type="checkbox"/> しきい値評価のみの対象だが任意に重点項目評価を実施するもの
	意見聴取期間	※意見聴取は任意
	重点項目評価書提出日	
公表	公表予定日	
	公表方法	<input type="checkbox"/> 全文 <input type="checkbox"/> 要約

2. 業務・システムの概要（全項目評価書「2」と同様の内容）

2-1. 業務の概要

業務の名称	
業務の趣旨・目的	
業務の内容	

2-2. システムの全体構成・機能・利用技術

--

2-3. システムの改修内容（改修の場合）

--

2-4. その他記述すべき点（自由記述欄）

--

3. 特定個人情報ファイルの取扱工程（フロー）図

3-1. 特定個人情報ファイルの取扱いの概要（全項目評価書「3」と同様の内容）

特定個人情報ファイルの作成から廃棄までの取扱工程について、関与する組織の名称、特定個人情報ファイルを取り扱う職員等の数・端末数等が分かるように記載すること。

--

3-2. 特定個人情報ファイルの概要（全項目評価書「5-1」と同様の内容）

複数の特定個人情報ファイルを保有する場合、下表を適宜追加し、特定個人情報ファイル単位で作成すること。

特定個人情報ファイルの名称	
特定個人情報ファイルの記録項目 ^{6,7}	例) マイナンバー、氏名、住所、銀行名、口座番号、口座名義人
特定個人情報ファイルの量	例) ○○件
本人数・本人の範囲 ⁸	例) ○○の受給者□名、△△の受給者□名
利用目的 ⁹ ・必要性	※利用目的・必要性を項目ごとに具体的に記載する。
特定個人情報ファイルをいつからどのように保有するか ¹⁰	例) 本特定個人情報ファイルは、平成○年○月より保有している個人情報ファイル△に、平成□年□月□日にマイナンバーを新たに追加するものである。

3-3. 収集

特定個人情報ファイルに記録される特定個人情報はどこから、どのような方法で、いつ、どの程度の頻度で収集されるか^{11,12}（全項目評価書「6-1」と同様の内容）。

収集の根拠となる法令	マイナンバー法第13条、第17条第○号及び第11条第2項
収集する特定個人情報	
特定個人情報の情報源	例) ○○省○○局及び機構から収集する
収集方法	例) 情報提供ネットワークシステムを通じて○○から収集
収集の時期・頻度	例) 毎週月曜日

かかる収集方法は、プライバシー等保護の観点から妥当なものであるか説明すること。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 収集情報の必要性・適切性・ 代替収集方法の有無 |
|--|

・収集方法の相当性

3-4. 利用

特定個人情報ファイルに記録される特定個人情報を誰がどのようにいつから利用するか（全項目評価書「7-1」と同様の内容）。

法令上の根拠	利用にかかる根拠	(法令上の根拠を上記1から転記した上で) ※マイナンバー法第6条各項の要件を満たすこと（たとえば、第6条第1項の場合、「個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度」といえる理由）を具体的に記載する
	ファイル作成にかかる根拠	※マイナンバー法第16条の要件を満たすこと（たとえば、個人番号利用事務等処理するために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成しないといえる理由）を具体的に記載する
利用主体	例) ○○省○○局○○課○○係職員約○名	
利用方法		
利用開始日	例) ○年□月より	
利用目的	(上記3-2から転記)	

特定個人情報ファイルに記録される特定個人情報について他の個人情報との統合（データマッチング）や解析（データマイニング）を行うか。その場合、かかる処理の概要及びかかる処理を行う必要性を記載すること（全項目評価書「7-2」と同様の内容）。

※なぜデータマッチングやデータマイニングを行うか、どのような処理においてどのような方法で行うか具体的に記載する。

かかる利用方法は、プライバシー等保護の観点から妥当なものであるか説明すること。

- ・利用主体が特定されていること
- ・利用方法の相当性
- ・利用目的が特定されていること
- ・利用目的と利用方法の整合性

3-5. 委託

特定個人情報ファイルに記録される特定個人情報にかかる委託を行うか（委託しない場合は省略可）。委託を行う場合、委託先に特定個人情報を提供するか。どのような組織に対しどのような情報をどのような方法で提供するか（全項目評価書「8-1」と同様の内容）。

委託の有無	<input type="checkbox"/> 委託を行う	<input type="checkbox"/> 委託を行わない
委託先 ^{13 14}	例) ○○社	

委託に係る事務	
委託先に提供する情報	上記 3-2 特定個人情報の記録項目から抽出 例) 住所、氏名
委託先に提供する方法	例) 書面
委託先に提供する情報の 本人数・本人の範囲	例) ○○の受給者約□名

かかる委託は、プライバシー等保護の観点から妥当なものであるか説明すること。

- ・ 委託先選定の相当性
- ・ 委託（再委託以降も含む。）先監督の適正性

3-6. 提供

特定個人情報ファイルに記録される特定個人情報を提供するか。提供する場合、マイナンバー法第 17 条のどの例外規定に該当するか、どのような組織に対しどのような情報を何のためにどのような方法・形式でいつ提供するか記載すること（全項目評価書「9-1」と同様の内容。但し、「提供記録の有無」については全項目評価「9-4」の要約に相当。委託先への提供は本章ではなく上記 3-5 に記載すること）。

提供の有無		<input type="checkbox"/> 提供あり	<input type="checkbox"/> 提供なし
法令上の根拠	マイナンバー法 第 17 条の例外規定	例) 第 17 条第 8 号及び地方税法第 0 条 ※法令の根拠のみでなく、マイナンバー法第 17 条各項号の要件を満たすこと（たとえば、第 17 条第 1 号の場合は、当該業務が個人番号利用事務に該当し、当該提供が必要な限度である理由）を具体的に記載する	
	提供先 ^{15 16}	例) ○○省○○局	
	提供情報	上記 3-2 特定個人情報の記録項目から抽出 例) 住所、氏名	
	提供理由	例) ○と□双方を受給することが禁じられているため、年金受給者の情報を○へ通知する必要があるため	
	提供方法	例) 書面、情報提供ネットワークシステム	
	時期・頻度	例) 週 1 回毎月曜日	
	本人数・本人の範囲	例) ○○の受給者約□名	
	提供記録の有無	例) 情報提供ネットワークシステム及び○○省情報提供ネットワークシステム接続用サーバ上にて記録及び保存	

かかる提供は、プライバシー等保護の観点から妥当なものであるか説明すること。

- ・ 提供の必要性・相当性
- ・ 提供先において適正に取り扱われることの担保
- ・ 提供と利用目的の整合性

3-7. 保存

番号個人情報をいつどのように保存し消去するか（全項目評価書「10」の要約に相当）。

かかる保存及び消去は、プライバシー等保護の観点から妥当なものであるか説明すること。

- ・ 保存の必要性
 - ・ 保存及び消去方法の相当性
 - ・ 保存期間の十分性

3-8. 安全確保

番号個人情報ファイルについて、どのような安全確保措置を講じるか（全項目評価書「11」の要約に相当）。

かかる管理方法は、プライバシー等保護の観点から妥当なものであるか説明すること。

- ・ 安全確保措置の相当性

3-9. 正確性の確保

正確性確保のため、また個人の権利利益の救済のためにどのような措置を講じているか（全項目評価書「12」の要約に相当）。

かかる措置はプライバシー保護の観点から妥当なものであるか説明すること。

- ・ 不正確・滅失・毀損の場合の損害の評価
 - ・ 正確性の確保方法の相当性
 - ・ 個人の救済方法の十分性

3-10. 監査

どのように監査を実施しているか（全項目評価書「13」の要約に相当）。

例) 年に1回内部監査を実施し、関係部署にフィードバックを行っている。以下監査の概要を記載。

かかる監査方法は、プライバシー等保護の観点から妥当なものであるか説明すること。

・ 監査の有効性

3-11. その他記述すべき点（自由記述欄）

--

4. 公表

4-1. 公表予定日（全項目評価書「14-1」と同様の内容）

本評価書の公表予定日はいつか。

--

4-2. 公表の方法（全項目評価書「14-2」と同様の内容）

本評価書の記載事項のうち、要約にて一般公表を行う事項があるか。ある場合はかかる事項を特定し、どのような要約とするか、また要約を公表する理由を記載すること¹⁷。

例) 本評価書のうち、○部分は省略して公表する。○部分は△について記載されており、△を一般公表すると口のおそれがあるため、要約を公表するものである。

4-3. 国民の意見（全項目評価書「14-3」と同様の内容）

国民の意見を求めたか。求めた場合、その方法、及びどのような意見が集まり、その意見をどのように反映したか記載すること。

例) ○月○日～○月○日まで意見を求め、結果、意見が○件あった。意見への対応については別添の通り。

※注

個人番号情報保護委員会がマイナンバー法第14条第1項に基づき策定する、特定個人情報を適切に管理するために講ずべき措置を定めた指針を参照のこと。

また、行政機関及び独立行政法人等については、行政機関個人情報保護法の規定等を踏まえた指針（行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について（平成16年9月14日総管情第84号総務省行政管理局長通知）及び独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について（平成16年9月14日総管情第85号総務省行政管理局長通知）についても参照されたい。

- 1 行政機関個人情報保護法第10条第1項第1号に規定する「個人情報ファイルの名称」又は独立行政法人等個人情報保護法第11条第1項第1号に規定する「個人情報ファイルの名称」に相当。以下同じ。
- 2 システム用ファイル／手作業用ファイルの別は、行政機関個人情報保護法第11条第1項及び同法施行令第8条第1号並びに独立行政法人等個人情報保護法第11条第1項第9号及び同法施行令第2条第1号に相当。
- 3 行政機関個人情報保護法第10条第1項第2号に規定する「個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称」又は独立行政法人等個人情報保護法第11条第1項第2号に規定する「個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称」に相当。
- 4 行政機関個人情報保護法第10条第1項第8号に規定する「組織の名称及び所在地」又は独立行政法人等個人情報保護法第11条第1項第7号に規定する「組織の名称及び所在地」に相当。
- 5 行政機関個人情報保護法第10条第1項第9号及び同法施行令第4条第2号又は独立行政法人等個人情報保護法第11条第1項第8号に相当。
- 6 行政機関個人情報保護法第10条第1項第4号に規定する「個人情報ファイルに記録される項目」又は独立行政法人等個人情報保護法第11条第1項第4号に規定する「個人情報ファイルに記録される項目」に相当。以下同じ。
- 7 後記注17を参照されたい。
- 8 行政機関個人情報保護法第10条第1項第4号に規定する「本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲」又は独立行政法人等個人情報保護法第11条第1項第4号に規定する「本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲」に相当。以下同じ。
- 9 行政機関個人情報保護法第10条第1項第3号に規定する「個人情報ファイルの利用目的」又は独立行政法人等個人情報保護法第11条第1項第3号に規定する「個人情報ファイルの利用目的」に相当。以下同じ。
- 10 行政機関個人情報保護法第10条第1項第10号、同法施行令第4条第1号に規定する「個人情報ファイルの保有開始の予定年月日」及び同法施行令第4条第2号を踏まえ、さらに詳細に記載すること。以下同じ。
- 11 行政機関個人情報保護法第10条第1項第5号に規定する「個人情報ファイルに記録される個人情報の収集方法」又は独立行政法人等個人情報保護法第11条第1項第5号に規定する「個人情報ファイルに記録される個人情報の収集方法」に相当。
- 12 後記注17を参照されたい。

13 行政機関個人情報保護法第10条第1項第6号に規定する「提供先」又は独立行政法人等個人情報保護法第11条第1項第6号に規定する「提供先」に相当。

14 後記注17を参照されたい。

15 行政機関個人情報保護法第10条第1項第6号に規定する「提供先」又は独立行政法人等個人情報保護法第11条第1項第6号に規定する「提供先」に相当。

16 後記注17を参照されたい。

17 本番号個人情報ファイルの取扱いを本報告書にて一般公表すること、又は本番号個人情報ファイルの記録項目の一部や収集方法、提供先を行政機関個人情報保護法第11条に規定する個人情報ファイル簿に掲載することにより、事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき（同法第11条第3項及び同法第10条第1項第7号参照）などにおいては、当該部分を公表又は掲載しないことができる。かかる場合は、公表又は掲載しない事項を具体的に記載した上で、なぜ当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるのかなど、公表又は掲載しない理由を具体的に記載すること。